

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
県議会定例会の招集(五〇〇・財政課)	1
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(五〇一・商業貿易室)	1
開発行為に関する工事の完了(五〇二・由利地域振興局建設部)	1
建築基準法による道路位置の指定(五〇三・雄勝地域振興局建設部)	1
公告	
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(公営企業課)	2
取用委員会告示	2
土地収用事件の審理の開始(五)	2
取用委員会の公示による通知	2
土地収用事件の審理開始の公示による通知	2

告 示

秋田県告示第五百号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百一条第二項の規定に基づき、平成十八年六月十三日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。
 平成十八年六月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第五百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。
 平成十八年六月六日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝
能代市大町七番二十七号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターヤマキ男鹿店
男鹿市船越字内子二百八十九番地
変更しようとする事項
- (三) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 二千五百八平方メートル
変更後 四千五百平方メートル
- (2) 駐車場の収容台数
変更前 二百台
変更後 百七十七台
- (3) 荷さばき施設の面積
変更前 十二・四平方メートル
変更後 百三十四・〇平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
変更前 三十七・八立方メートル
変更後 二十四・〇立方メートル
- (5) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ヤマキ
ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
イ 変更後 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時
- (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで
変更後 午前六時四十五分から午後九時十五分まで
- (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ア 変更前 午前六時から午後九時まで
イ 変更後 午前六時から午後七時まで
- (四) 変更する年月日
平成十八年十月二十五日
- (五) 変更する理由
店舗増築のため

二 届出年月日

平成十八年五月二十五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 男鹿市 産業建設部 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十八年六月六日から同年十月六日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百一號

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十八年三月九日付け指令由建 二千八百五十一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十八年六月六日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市保戸野千代田町一番四十三号

三光不動産株式会社

代表取締役 岩本 竜 大

二 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市石脇字田尻野三十二番七、三十二番八、三十二番十一、三十二番二十九、三十二番三十、三十二番三十三及び三十二番三十七

秋田県告示第五百三號

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十八年六月六日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 湯沢市田町二丁目一番三号 湯沢開発株式会社 代表取締役 高橋 義明	道路の位置の指定箇所 湯沢市字祝田百五十二番三及び百五十三番三	道路の延長 二十六・九〇メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十八年五月二十六日
---	------------------------------------	---------------------	----------------	----------------------

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十八年六月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 普通乗用車(ミニバン/キャブワゴンタイプ)一台
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十八年八月三日(木)
 - (七) 納入場所
 - (八) 仕様書で指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (四) 契約条件を示す場所等
 - (五) 契約条件を明示する場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 - (六) 郵便番号〇一〇 八五七二 秋田市山王三丁目一番一号
 - (七) 秋田県産業経済労働部公営企業課企業総務班(電話番号〇一八 八六〇 五〇三一)
 - (八) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 三 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一項の規定する県の休日を除き、平成十八年六月六日(火)から同月十二日(月)までの期間、随時交付す

四 入札執行の日時及び場所

平成十八年六月十四日(水)午後一時三十分
秋田県庁第二庁舎六階 産業経済労働部公営企業課内 特別会議室

五 入札保証金

秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号。以下「規程」という。)(第五十八条から第六十一条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 - 規程第六十四条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 - 詳細は、入札説明書による。

収用委員会告示

秋田県収用委員会告示第五号

収用委員会の公示による通知

秋田県収用委員会は、起業者秋田市から平成十八年四月二十六日に申請のあった市道飯島金足線(飯島工区)道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則(昭和五十一年秋田県収用委員会告示第一号)第六条の規定に基づき、公告する。
平成十八年六月六日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 審理開始の期日 平成十八年七月二十日 午後二時三十分
- 二 審理開始の場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎六階 総庁大会議室

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成十八年六月二十七日をもってその通知があったものとみなされる。
平成十八年六月六日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

- 一 事件名
 - 市道飯島金足線(飯島工区)道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件
- 二 通知書の名称
 - 平成十八年五月二十九日付け秋収委 二十九「審理の開始について(通知)」
- 三 通知を受けるべき者
 - 秋田県秋田市下新城笠岡字島下り七番の土地の所有者

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松 原 印刷 社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail: matsubara@natsubaranatsus.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松 原 繁 雄

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松 原 繁 雄